

マイナンバー記載用紙〈保育・教育施設届出用〉

(あて先) 新潟市長
施設長

※転園申請時提出不要

提出日 年 月 日

保育・教育施設の利用申し込みにあたり、下記のとおり申請者及び同居世帯員のマイナンバーを届出します。

平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)が施行され、保育園や認定こども園、地域型保育事業施設等を利用する際の提出書類に、マイナンバーの記載が義務付けられました。皆様の保育料・利用者負担額や保育・教育にかかる給付額を正しく算定するため、マイナンバーのご記入をお願いします。

第1希望施設名または 在園施設名	
申請(在園)児童氏名	(生年月日 年 月 日生)

該当を
チェック

新規入園申請 → 世帯全員について記載 ※申請児童本人、生計を同一にする別居の子どもを含む

世帯増員による変更届提出 → 同居世帯員欄の2行目以降に増員世帯員分のみを記載

ふりがな 申請者氏名 (代表保護者)	申請児童 との続柄	マイナンバー												

ふりがな 同居世帯員	申請児童 との続柄	マイナンバー												
	申請児童 本人													

申請者の番号確認が可能な資料を添付してください。
(下記①～③のいずれかを提出)

①個人番号カードの写し

②通知カードの写し + 本人確認資料

③個人番号記載の公的書類(住民票の写し等)
+ 本人確認資料

本人確認資料については裏面をご確認ください。

同居世帯員はマイナンバーの記載のみになります。
番号確認が可能な資料の添付は不要です。

《 注意事項 必ずお読みください 》

- ・本用紙は申請児童1人につき1枚提出してください。
ただし、兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場合、添付する番号確認資料については、1施設につき1枚の提出で構いません。
- ・保育(2号・3号)認定児童の場合は、本用紙と番号確認資料を『マイナンバー記載用紙封入用封筒』に入れてご提出ください。
兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場合、施設毎にまとめて1つの封筒へ封入してください。

問い合わせ先

保育認定児童(2号・3号) → 施設が所在する区の区役所 健康福祉課

北 区	025-387-1335	秋葉区	0250-25-5683
東 区	025-250-2330	南 区	025-372-6351
中央区	025-223-7232	西 区	025-264-7340
江南区	025-382-4353	西蒲区	0256-72-8389

教育標準時間認定児童(1号) → 新潟市 こども未来部 保育課 運営担当
025-226-1225

本人確認資料について

通知カードの写し、個人番号が記載された公的書類(住民票の写し又は住民票記載事項証明書)を提出の場合

①以下のいずれかの書類の写しを1点添付してください。

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

※上記以外で、官公署等の発行する、顔写真付きの資料(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)
を添付したい場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

② ①の添付が困難である場合は、以下のいずれかの書類の写しを2点添付ください。

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給者証

※上記以外で、官公署等の発行する、顔写真付きでない資料(氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)
を添付したい場合は、問い合わせ先までご連絡ください。